



金沢市公報

号外第47号の2

平成16年(2004年)12月20日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
規 則	
金沢市屋外広告物条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (まちなみ対策課)	1
金沢市東山ひがし伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (歴史的建造物整備課)	1
金沢市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (緑と花の課)	2
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (職 員 課)	2
金沢市財務規則の一部を改正する規則 (財 政 課)	2
金沢市介護保険規則の一部を改正する規則 (介護保険課)	2
金沢市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (保健推進課)	5
金沢市医療法施行細則の一部を改正する規則 (")	7
金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則 (環境総務課)	14

金沢市公園条例施行規則の一部を改正する規則 (緑と花の課)	19
金沢市都市緑地保全法施行細則等の一部を改正する規則 (")	21
金沢市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 (まちなみ対策課)	23
訓令甲	
金沢市公金取扱金融機関事務取扱規程の一部改正について (会 計 課)	26
教育委員会告示	
金沢市立工業高等学校学則の一部改正について (市立工業高校)	26
美術工芸大学告示	
金沢美術工芸大学学位規程の一部改正について (美術工芸大学)	28
公営企業管理規程	
金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程 (企業総務課)	28
金沢市水洗便所改造資金融資条例施行規程の一部を改正する規程 (")	30

規 則

金沢市屋外広告物条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成16年12月20日

金 沢 市 長 山 出 保

●金沢市規則第80号

金沢市屋外広告物条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

金沢市屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成16年条例第66号)附則第1項に規定する規則で定める日(第4条の改正規定中「美観地区」を「景観地区」に改める部分を除く。)は、平成16年12月21日とする。

金沢市東山ひがし伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成16年12月20日

金 沢 市 長 山 出 保

●金沢市規則第81号

金沢市東山ひがし伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の一部を改正する条

例の施行期日を定める規則

金沢市東山ひがし伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の一部を改正する条例(平成16年条例第61号)の施行期日は、平成16年12月21日とする。

金沢市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成16年12月20日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第82号

金沢市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市公園条例の一部を改正する条例(平成16年条例第65号)の施行期日は、平成16年12月21日とする。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月20日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第83号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和45年規則第23号)の一部を次のように改正する。

第37条の2第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とする。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

金沢市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月20日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第84号

金沢市財務規則の一部を改正する規則

金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第267条第4号、様式第125号及び様式第126号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月20日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第85号

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則

金沢市介護保険規則(平成12年規則第16号)の一部を次のように改正する。

様式第24号その5及びその6を次のように改める。

郵便はがき

様

年 月 日

年度 介護保険料（暫定）納入通知書（口座振替用）

様

金沢市長

印

介護保険法第129条の規定により保険料が賦課されました。
なお、納付額は、あなたが指定された預金口座から振替納付されます。

被保険者氏名	
被保険者番号	

あなたの指定口座	金融機関等	
	口座番号	
	口座名義人	

せつめい

この欄には、保険料の納付義務者及び賦課基準、各納期における納付額を納期限までに納入しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

あなたの保険料区分	保険料区分	保険料率（年間保険料額）
		円

保険料の納付額			
4月分	円	5月分	円
合計	円		

郵便はがき

様

年 月 日
 年度 介護保険料（本算定）納入通知書（口座振替用）

様

金沢市長

印

介護保険法第129条の規定により保険料が賦課されました。
 なお、納付額は、あなたが指定された預金口座から振替納付されます。

被保険者氏名	
被保険者番号	

あなたの保険料区分	保険料区分	保険料率（年間保険料額）
		円

保険料の納付額			
4月分	円	10月分	円
5月分	円	11月分	円
6月分	円	12月分	円
7月分	円	1月分	円
8月分	円	2月分	円
9月分	円	3月分	円

あなたの指定口座	金融機関等	
	口座番号	
	口座名義人	

せつめい

この欄には、保険料の納付義務者及び賦課基準、各納期における納付額を納期限までに納入しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に交付された納入通知書は、改正後の金沢市介護保険規則の規定にかかわらず、なお効力を有する。

金沢市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月20日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第86号

金沢市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則

金沢市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成11年規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 法第13条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による届出は感染症発生届（動物）（様式第3号）に、同条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による届出は所有動物に係る感染症発生届（様式第3号の2）によるものとする。

様式第3号を次のように改める。

様式第 3 号 (第 3 条関係)

感染症発生届 (動物)

(あて先) 金沢市長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

報告年月日 (年 月 日)

獣 医 師 の 氏 名 _____ 印

診 療 に 従 事 す る 施 設 名 称 _____

上 記 施 設 の 所 在 地 ・ 電 話 番 号 * _____

(* 所属する施設がない場合は獣医師の自宅の住所・電話番号を記載すること。)

1	動物 (死体) の所有者の氏名	
2	動物 (死体) の所有者の住所	
3	動物 (死体) の所在地	
4	動物が出生し、若しくは捕獲された場所 又は飼育され、若しくは生息していた場所	

5 感 染 症 の 名 称 及 び 動 物 の 種 類	(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第2条各号に定める感染症の名称並びに動物の名称及び種類)	8 動物の症状及び転帰
6 診 断 方 法	(1) 病原体検査 (検体) (方法) (型)	9 初診年月日 年 月 日
	(2) 血清学的検査 (検体) (方法) (型)	10 診断 (検案) 年月日 年 月 日
	(3) その他 () (該当するものすべてを記載すること。)	11 死亡年月日 () 年 月 日
7 獣医師が感染症の発生の予防及びまん延の防止のために必要と認める事項		12 推定される感染時期・感染原因 ・推定される感染時期 (1) 年 月 (2) 注意義務をもっても特定できず ・感染原因 (1) [] (2) 注意義務をもっても特定できず
		13 同様の症状を有する他の動物 (死体) の有無 (1) あり () (2) なし
		14 人と当該感染動物との接触の状況 (1) あり () (2) なし

この届出は、診断後直ちに行ってください。

(1. 2 欄は、所有者以外の者が管理する場合においてはその者の氏名及び住所を、動物の所有者がない、又は明らかでない場合においては占有者の氏名及び住所を、所有者又は占有者が法人の場合においてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。5. 6. 12. 13. 14欄は該当する番号等を で囲み、9. 10欄は年月日を記入すること。 欄は、死亡した動物を検案した場合のみ記入すること。)

(注) 届出者本人 (法人にあっては、代表者に限る。) が署名する場合は、押印を省略できます。

様式第 3 号の次に次の 1 様式を加える。
 様式第 3 号の 2 (第 3 条関係)

所有動物に係る感染症発生届

年 月 日

(あて先) 金沢市長

動物 (死体) の所有者、占有者又は管理者

住 所

氏 名

印

(届出者本人 (法人にあっては、代表者に限る。)) が署名する場合は、押印を省略できます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

動物 (死体) の種類	
動物が出生し、若しくは捕獲された場所又は飼育され、若しくは生息していた場所	
動物 (死体) の所在地	
感染症の名称並びに動物の症状及び転帰	
備 考	

(注) 住所及び氏名の欄には、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月20日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第87号

金沢市医療法施行細則の一部を改正する規則

金沢市医療法施行細則 (平成 9 年規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第15号中「又は診療用放射性同位元素」を「、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」に改め、同条第17号中「診療用放射性同位元素」の次に「又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」を加え、同条第18号中「又は診療用放射性同位元素」を「、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」に改め、同条第19号中「診療用放射性同位元素」の次に「又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」を加える。

様式第15号中

「診療用放射線照射器具
診療用放射性同位元素 翌年度使用予定届」
を

「診療用放射線照射器具
診療用放射性同位元素 翌年度使用予定届
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」

に、

「（物理的半減期が30日以下の診療用放射線照射器具
診療用放射性同位元素）」

を

「（物理的半減期が30日以下の診療用放射線照射器具
診療用放射性同位元素
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）」

に、

「診療用放射性同位元
素」

を

「診療用放射性同位元
素又は陽電子断層撮
影診療用放射性同位
元素」

に改める。

様式第17号を次のように改める。

様式第17号 (第 2 条関係)

第 1 葉

(表)

診 療 用 放 射 性 同 位 元 素 設置届
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

年 月 日

(あて先) 金沢市長

管理者 住所
氏名 印

次のとおり (診療用放射性同位元素
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素) を設置したいので、医療法第15条第 3 項の規定により
届け出ます。

病院又は診療所	名 称	
	所 在 地	
診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素に関する事項	種 類	
	形 状	
	年間使用予定数量 (ベクレル)	
	最大貯蔵予定数量 (ベクレル)	
	3 月間最大使用予定数量 (ベクレル)	
診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する医師又は歯科医師の氏名及び放射線診療に関する経歴	氏 名	
	職 種	
	放射線診療に関する経歴	
予 定 使 用 開 始 時 期		年 月 日

(裏)

診療用放射性同位元素使用室又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室及び治療病室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	使用の場所		使用室・治療病室・その他 ()				
	管理室又は操作室		有 ・ 無				
	使用室等の区画	専用便所	有 ・ 無				
		処置室	有 ・ 無				
		準備室	有 ・ 無				
		測定室	有 ・ 無				
		患者休養室又は待機室	有 ・ 無				
		治療病室	有 ・ 無				
	建築物の構造		耐火構造・不燃材料・その他 ()				
	措置事項		天井	壁	床	出入口	開口部
	遮へい物	構造					
		材料					
		厚さ					
	汚染のおそれのある場所の構造措置	突起物又はくぼみ	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		目地又はすきま	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		平滑施工をした表面仕上げ	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		耐腐食性・耐浸透性	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	フード、グローブボックス等		有 () ・ 無				
	排気施設への連結		有 ・ 無				
	準備室に設ける洗浄設備		有 ・ 無				
排水施設への連結		有 ・ 無					
汚染検査に必要な測定器		有 ・ 無					
汚染除去用機材		有 ・ 無					
汚染除去洗浄設備		有 ・ 無					
更衣設備		有 ・ 無					
出入口の数		通常出入口	箇所・非常口	箇所			
標識		有 ・ 無					

第 2 葉

(表)

貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	貯 蔵 方 法		貯蔵室・貯蔵箱		
	貯蔵室又は貯蔵箱の場所				
	貯蔵施設の構造			鉄筋コンクリート・金庫その他 ()	
	貯蔵施設の遮へい材料				
	貯蔵室の出入口の構造	出入口の数	通常出入口	箇所・非常口 箇所	
		特定防火設備に該当する防火戸	有 ・ 無		
		閉鎖設備	かぎ・その他 ()		
	貯蔵箱の閉鎖設備			かぎ・その他 ()	
	貯蔵容器の構造及び汚染防止措置	遮へい材料			
		空気汚染防止措置			有 ・ 無
		液体のこぼれ防止措置			有 ・ 無
		浸透防止措置			有 ・ 無
		受皿・吸収材			有 ・ 無
		貯蔵物の種類及び数量の表示			有 ・ 無
		標 識			有 ・ 無
貯蔵室の標識			有 ・ 無		
運搬容器の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	気体汚染発生防止措置			有 ・ 無	
	液体のこぼれ防止措置及び浸透防止措置			有 ・ 無	
	受皿・吸収材			有 ・ 無	
	運搬物の種類及び数量の表示			有 ・ 無	
	標 識			有 ・ 無	

(裏)

		構造、容量及び基数	地上式 (6 面体等)・その他 (貯留槽 m ³ × 基・希釈槽 m ³ × 基)
		排水設備	排水監視施設
漏水防止措置、浸透防止措置及び腐食防止措置			有 ・ 無
排液採取設備			有 ・ 無
標 識			有 ・ 無
排気設備	排風機の能力及び基数		m ³ /時× 基
	排気監視設備		有 ・ 無
	漏水防止措置、浸透防止措置及び腐食防止措置		有 ・ 無
	自動ダンパー装置等		有 ・ 無
	標 識		有 ・ 無
保管廃棄設備	外部と区画された構造		有 ・ 無
	閉鎖設備		有 ・ 無
	耐火構造の措置		有 ・ 無
	空気汚染防止措置		有 ・ 無
	漏水防止措置、浸透防止措置及び腐食防止措置		有 ・ 無
	標 識		有 ・ 無
	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有 ・ 無
	面壁等外側の実効線量が1ミリシーベルト/週以下となる措置		有 ・ 無

診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、運搬容器、廃棄施設並びに治療病室の放射線障害の防止に関する予防措置の概要	管 理 区 域	管理区域を設ける場所	
		境界における実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有 ・ 無
		空気中の放射性同位元素の濃度が別表に定める濃度限度の1/10以下となる措置	有 ・ 無
		放射性同位元素によって汚染される物の表面密度が別表に定める表面密度の1/10以下となる措置	有 ・ 無
		立入制限措置	扉 ・ その他 ()
	標 識	有 ・ 無	
	敷地の境界等	敷地内居住区域及び境界における実効線量が250マイクロシーベルト/3月以下となる措置	有 ・ 無
		入院患者（診療により被ばくする放射線を除く。）の実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有 ・ 無
	その他	取扱者被ばく防止用取扱器具	遮へい用器具 ・ その他 ()
		取扱者被ばく測定用器具	

備考

- 次に掲げる書類を添付してください。
 - 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設又は廃棄施設の平面図及び側面図
この場合において、使用室図、貯蔵施設図は、各室ごとに、線源の位置、線源から天井、床及び周囲の面壁の外側までの距離（メートル）並びに防護物の材料、厚さ及び表面の仕上げ材料を記入した50分の1又は100分の1の縮図としてください。
 - 排水及び排気の系統を示す廃棄施設図
- 管理区域の標識等の位置を記入してください。
- 放射線診療に関する経歴欄には、医師又は歯科医師の免許登録番号及び免許登録年月日を記入してください。

様式第18号中

「診療用エックス線装置・診療用高エネルギー放射線発生装置
診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具 廃止届
放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素」
を

「診療用エックス線装置・診療用高エネルギー放射線発生装置
診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具 廃止届
放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」

に、「診療用放射性同位元素)」を「診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)」に改める。

様式第19号中「診療放射性同位元素廃止後の措置届」を

「診療用放射性同位元素 廃止後の措置届
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」

に、「診療用放射性同位元素について」を

「

診療用放射性同位元素
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

」について に、「診療用放射性同位元素を」を「診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月20日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第88号

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則（平成5年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の8条を加える。

（保管場所の届出を要する産業廃棄物）

第12条の2 条例第42条第1項に規定する規則で定める産業廃棄物は、工作物の新築、増築、改築若しくは除去に伴って生じた産業廃棄物又は当該産業廃棄物の中間処理（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途における産業廃棄物の処分をいう。以下同じ。）を行った後の産業廃棄物とする。

（保管場所の届出書）

第12条の3 条例第42条第1項の規定による届出は、保管場所届出書（様式第4号の2）により行うものとする。

（届出の対象となる保管場所の面積）

第12条の4 条例第42条第1項ただし書の規則で定める面積は、200平方メートルとする。

（産業廃棄物の保管及び処理に関する計画）

第12条の5 条例第42条第1項第4号の産業廃棄物の保管及び処理に関する計画で定めるべき事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保管する方法
- (2) 保管する産業廃棄物の積上げ高さ
- (3) 保管する産業廃棄物の種類ごとの搬出先
- (4) 保管する産業廃棄物の種類ごとの処分方法

（保管場所の届出事項）

第12条の6 条例第42条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 産業廃棄物を保管する土地において自ら中間処理を行う施設の有無
- (2) 保管場所として使用を開始する日及び使用を終える予定の日

（保管場所の変更等の届出書）

第12条の7 条例第42条第2項の規定による届出は、保管場所変更・廃止届出書（様式第4号の3）により行うもの

とする。

(保管場所の表示)

第12条の 8 条例第42条第 3 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保管する産業廃棄物の種類
- (2) 保管場所の面積
- (3) 保管する産業廃棄物の数量
- (4) 保管する産業廃棄物の積上げ高さ
- (5) 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

2 条例第42条第 3 項の規定による保管場所の表示は、様式第 4 号の 4 により行うものとする。

(保管場所に隣接する土地の所有者の承諾等を要する地域)

第12条の 9 条例第43条の規則で定める地域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域とする。

第13条中「第42条」を「第54条」に改める。

第14条中「第44条第 2 項」を「第56条第 3 項」に改める。

様式第 4 号の次に次の 3 様式を加える。

様式第 4 号の 2 (第12条の 3 関係)

保 管 場 所 届 出 書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届出者(保管事業者) 住所
氏名

印

(届出者本人が署名する場合は、
押印を省略できます。)

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例第42条第 1 項の規定により、保管場所について次のとおり届け出ます。

保管場所の所在地等	所在地		
	面積 (㎡)		
	土地所有者等	氏名 (法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名)	
住所 (法人にあつては、主たる 事務所の所在地)			
保管を行う産業廃棄物	種類	燃え殻・廃プラスチック類・紙くず・木くず・金属くず・コンクリートくず・その他 ()	
	数量 (m ³ 又は t)		
産業廃棄物の保管及び処理に関する計画	保管する方法		屋内で保管 屋外で保管 その他 ()
	保管する産業廃棄物の積上げ高さ (m)		
	保管する産業廃棄物の種類ごとの搬出先		
	保管する産業廃棄物の種類ごとの処分方法		
自ら中間処理を行う施設の有無			有 ・ 無
保管場所として使用を開始する日			年 月 日
保管場所として使用を終える予定の日			年 月 日

備考

- 届出者の「住所」及び「氏名」の欄には、法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 「面積」の欄は、同一事業場(土地)内に保管場所が2箇所以上ある場合はそれぞれの保管場所の合計面積を記入し、中間処理のための保管を行う場合は産業廃棄物の受入れに係る保管場所及び処理された産業廃棄物の保管場所の合計面積を記入してください。
- 「種類」の欄は、保管する産業廃棄物の種類をすべてで囲んでください。
- 「数量」の欄は、保管する産業廃棄物の最大の量を記入してください。
- 「保管する方法」の欄は、いずれか該当するものをで囲んでください。
- 「保管する産業廃棄物の積上げ高さ」の欄は、積み上げる産業廃棄物の最大の高さを記入してください。
- 保管場所の平面図及び付近の見取図を添付してください。

様式第 4 号の 3 (第12条の 7 関係)

保管場所変更・廃止届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届出者(保管事業者) 住所
氏名

印

(届出者本人が署名する場合は、
押印を省略できます。)

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例第42条第 1 項の規定により届け出た保管場所
に係る届出
を産業廃棄

事項について変更が生じた
ので、同条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。
物の保管の用に供しなくなった

変 更 又 は 廃 止 の 日	年 月 日
保 管 場 所 の 所 在 地	
変 更 事 項	
変 更 内 容	変 更 前
	変 更 後
変 更 又 は 廃 止 の 理 由	

備考

- 届出者の「住所」及び「氏名」の欄には、法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 保管場所の所在地、面積等を変更する場合は、変更後の保管場所の平面図及び付近の見取図を添付してください。

様式第 4 号の 4 (第12条の 8 関係)

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例 第42条第 3 項の規定による産業廃棄物の保管場所の表示	
保 管 す る 産 業 廃 棄 物 の 種 類	
保 管 場 所 の 面 積	m ²
保 管 す る 産 業 廃 棄 物 の 数 量	m ³ 、 t
保 管 す る 産 業 廃 棄 物 の 積 上 げ 高 さ	m
保 管 場 所 の 管 理 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 連 絡 先	

備考 表示の大きさは、縦60センチメートル以上、横60センチメートル以上とします。

様式第 5 号を次のように改める。
様式第 5 号 (第14条関係)

(表)

第 号	
身 分 証 明 書	
写 真	所 属 職 名 氏 名 年 月 日生
<p>上記の者は、金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例第56条第 1 項又は第 2 項の規定による立入検査を行う職員であることを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">金沢市長 印</p>	

(裏)

<p>金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例 (抜粋)</p> <p>(この欄には、金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例第56条、第59条及び第60条の条文を記載すること。)</p>

附 則

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

金沢市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月20日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第89号

金沢市公園条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市公園条例施行規則（昭和39年規則第24号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 3 条を加える。

第 6 条の 2 条例第12条の 3 第 1 項第 1 号の規則で定める場所は、金沢市役所前の掲示場とする。

2 条例第12条の 3 第 2 項に規定する書類は、保管工作物等一覧簿（様式第19号の 2）とする。

3 条例第12条の 3 第 2 項の規則で定める場所は、金沢市役所とする。

第 6 条の 3 条例第12条の 5 の規則で定める方法は、競争入札によるものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）その他競争入札に付することが適当でないと思える工作物等については、随意契約により売却することができる。

2 市長は、前項の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも 5 日前までに、次に掲げる事項を金沢市役所前の掲示場に掲示しなければならない。

- (1) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 一般競争入札の執行の日時及び場所
- (3) 契約条項の概要
- (4) その他市長が必要があると認める事項

3 市長は、第 1 項の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、できる限り 3 人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に次に掲げる事項をあらかじめ通知しなければならない。

- (1) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 指名競争入札の執行の日時及び場所
- (3) 契約条項の概要
- (4) その他市長が必要があると認める事項

4 市長は、第 1 項ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、できる限り 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。

第 6 条の 4 条例第12条の 6 の規則で定める様式は、様式第19号の 3 によるものとする。

様式第 3 号から様式第 5 号までの規定中「第 5 条第 2 項」を「第 5 条第 1 項」に改める。

様式第19号の次に次の 2 様式を加える。

様式第19号の 2（第 6 条の 2 関係）

保 管 工 作 物 等 一 覧 簿								
整理 番号	保管した工作物等			保管した工作 物等が放置さ れていた場所	除却した日時	保 管 を 始めた日時	保管の場所	備 考
	名称又は 種 類	形状	数量					

様式第19号の3 (第6条の4関係)

受 領 書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

返還を受けた者 住 所
氏 名 印

次のとおり工作物等(現金)の返還を受けました。

返 還 を 受 け た 日 時		
返 還 を 受 け た 場 所		
返 還 を 受 け た 工 作 物 等	整 理 番 号	
	名 称 又 は 種 類	
	形 状	
	数 量	
(返還を受けた金額)		

附 則

この規則は、平成16年12月21日から施行する。

金沢市都市緑地保全法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月20日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第90号

金沢市都市緑地保全法施行細則等の一部を改正する規則

(金沢市都市緑地保全法施行細則の一部改正)

第 1 条 金沢市都市緑地保全法施行細則 (平成 9 年規則第 7 号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市都市緑地法施行細則

第 1 条中「都市緑地保全法 (」を「都市緑地法 (」に、「都市緑地保全法施行令」を「都市緑地法施行令」に、「都市緑地保全法施行規則」を「都市緑地法施行規則」に改める。

第 2 条第 1 項中「第 5 条第 1 項」を「第14条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「第 5 条第 1 項各号」を「第14条第 1 項各号」に改める。

第 6 条中「第 5 条第 4 項」を「第14条第 4 項」に改める。

第 7 条中「第 5 条第 5 項又は第 6 項」を「第14条第 5 項又は第 6 項」に改める。

第 8 条中「第 5 条第 8 項」を「第14条第 8 項」に改める。

第10条第 1 項中「第 6 条第 3 項」を「第15条において準用する法第 9 条第 3 項」に改め、同条第 2 項中「第11条第 3 項」を「第19条において準用する法第11条第 3 項」に改める。

第11条中「第14条第 4 項、第17条第 1 項及び第19条第 1 項並びに第20条第 1 項」を「第45条第 4 項、第48条第 1 項及び第52条第 1 項並びに第54条第 1 項」に改める。

様式第 1 号中「都市緑地保全法第 5 条第 1 項」を「都市緑地法第14条第 1 項」に、

「

緑 地 保 全 地 区 名		緑地保全地区
---------------	--	--------

」

を

「

特別緑地保全地区名		特別緑地保全地区
-----------	--	----------

」

に改める。

様式第 2 号中「都市緑地保全法第 5 条第 1 項」を「都市緑地法第14条第 1 項」に改める。

様式第 4 号から様式第 6 号までの規定中「金沢市都市緑地保全法施行細則」を「金沢市都市緑地法施行細則」に改める。

様式第 7 号中「都市緑地保全法第 5 条第 4 項」を「都市緑地法第14条第 4 項」に、

「

緑 地 保 全 地 区 名		緑地保全地区
---------------	--	--------

」

を

「

特別緑地保全地区名		特別緑地保全地区
-----------	--	----------

」

に改める。

様式第 8 号中「都市緑地保全法第 5 条第 5 項第 6 項」を「都市緑地法第14条第 5 項第 6 項」に、

「

緑 地 保 全 地 区 名		緑地保全地区
---------------	--	--------

」

を

「

特別緑地保全地区名		特別緑地保全地区
-----------	--	----------

」

に改める。

様式第 9 号中「都市緑地保全法第 5 条第 8 項」を「都市緑地法第14条第 8 項」に、

「

緑 地 保 全 地 区 名		緑地保全地区
---------------	--	--------

」

を

特別緑地保全地区名	特別緑地保全地区
-----------	----------

に改める。

様式第10号(表)中「都市緑地保全法第6条第2項」を「都市緑地法第15条において準用する同法第9条第2項」に改め、同様式(裏)を次のように改める。

(裏)

都市緑地法(抜粋)
(この欄には、都市緑地法第9条、第15条及び第32条の条文を記載すること。)

様式第11号(表)中「都市緑地保全法第11条第2項」を「都市緑地法第19条において準用する同法第11条第2項」に改め、同様式(裏)を次のように改める。

(裏)

都市緑地法(抜粋)
(この欄には、都市緑地法第11条、第19条及び第32条の条文を記載すること。)

様式第12号中 「 都市緑地保全法 (第14条第4項、第17条第1項、第19条第1項、第20条第1項) 」 を 「 都市緑地法 (第45条第4項、第48条第1項、第52条第1項、第54条第1項) 」 に改める。

様式第13号中 「 都市緑地保全法 (第16条第1項、第19条第1項、第20条第2項) 」 を 「 都市緑地法 (第47条第1項、第52条第1項、第54条第2項) 」 に改め、同様式

の(注)中「法第16条第1項」を「都市緑地法第47条第1項に、「法第20条第2項」を「同法第54条第2項」に改める。

(金沢市事務決裁規則の一部改正)

第2条 金沢市事務決裁規則(昭和60年規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第2 都市整備部の表緑と花の課の項中

3 都市緑地保全法の規定に基づく 緑地保全地区内における土地の形 質の変更等の許可				
4 都市緑地保全法の規定に基づく 緑地協定締結の認可				

を

3 都市緑地法の規定に基づく特別 緑地保全地区内における土地の形 質の変更等の許可				
4 都市緑地法の規定に基づく緑地 協定締結の認可				

に改める。

(金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例施行規則（平成13年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条中「都市緑地保全法施行令（昭和49年政令第3号）第2条各号」を「都市緑地法施行令（昭和49年政令第3号）第3条各号」に改める。

様式第2号中

緑地保全地区名		緑地保全地区
---------	--	--------

を

特別緑地保全地区名		特別緑地保全地区
-----------	--	----------

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月20日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第91号

金沢市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市屋外広告物条例施行規則（平成8年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第18条の次に次の3条を加える。

(広告物等を保管した場合の公示の方法)

第18条の2 条例第24条の3第1項第1号の規則で定める場所は、金沢市役所とする。

2 条例第24条の3第2項に規定する書類は、保管広告物等一覧簿（様式第12号の2）とする。

3 条例第24条の3第2項の規則で定める場所は、金沢市役所とする。

(保管した広告物等の売却の方法)

第18条の3 条例第24条の5の規則で定める方法は、競争入札によるものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物等その他競争入札に付することが適当でないとする広告物等については、随意契約により売却することができる。

2 市長は、前項の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、次に掲げる事項を金沢市役所前の掲示場に掲示しなければならない。

- (1) 保管した広告物等の名称又は種類及び数量
- (2) 一般競争入札の執行の日時及び場所
- (3) 契約条項の概要
- (4) その他市長が必要があると認める事項

3 市長は、第1項の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、できる限り3人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に次に掲げる事項をあらかじめ通知しなければならない。

- (1) 保管した広告物等の名称又は種類及び数量
- (2) 指名競争入札の執行の日時及び場所

(3) 契約条項の概要

(4) その他市長が必要があると認める事項

4 市長は、第 1 項ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、できる限り 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。

(受領書)

第18条の 4 条例第24条の 7 の規則で定める様式は、様式第12号の 3 によるものとする。

別表第 1 第 1 種禁止地域の項第 1 号中「緑地保全地区」を「緑地保全地域、特別緑地保全地区」に改め、同表の備考中「場合」の次に「(第 5 種禁止地域と第 6 種禁止地域とが重複して該当する場合を除く。)」を加える。

別表第 4 第 1 項の表中

(5) はり札	ベニヤ板、プラスチック等軽易な材質の板に紙を張ったものを建築物その他の物件にひも、針金等でするし、くくり付ける等容易に取り外すことができる状態で取り付けられたもの
(6) 立看板	木枠、ベニヤ板、プラスチック板等軽易なものに紙張り又は布張りをし、容易に取り外すことができる状態で立て、又は建築物その他の工作物等に立て掛けられ、又は針金等で取り付けられたもの

を

(5) はり札等	容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類するもの
(6) 立看板等	容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類するもの（これを支える台を含む。）

に、

(9) のぼり旗	木、プラスチック、金属等のさおに布を取り付けたもので、単独で建てられ、又は針金等で建築物その他の物件に取り付けられ、その布を利用して表示されるもの
----------	---

を

(9) 広告旗	容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）
---------	--

に改め、同表第 3 項第 1 号の表の備考中「美観風致」を「良好な景観又は風致」に改め、同項第 3 号の表中「はり札」を「はり札等」に、「立看板」を「立看板等」に、「のぼり旗」を「広告旗」に改め、同表の備考第 1 項中「立看板、のぼり旗」を「立看板等、広告旗」に改める。

別表第 5 簡易の項中「はり札」を「はり札等」に、「立看板」を「立看板等」に、「のぼり旗」を「広告旗」に改める。

別表第 6 第 1 項の表の備考第 1 項中「美観風致」を「良好な景観又は風致」に改める。

様式第 3 号その 2 の備考中「はり札、立看板等」を「はり札、立看板等、広告旗等」に改める。

様式第 12 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第12号の 2 (第18条の 2 関係)

保 管 広 告 物 等 一 覧 簿								
整理 番号	保管した広告物等			保管した広告 物等が放置さ れていた場所	除去した日時	保管を始めた 日時	保管の場所	備 考
	名 称	種 類	数 量					

様式第12号の 3 (第18条の 4 関係)

受 領 書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

返還を受けた者 住 所
氏 名 印

次のとおり広告物等（現金）の返還を受けました。

返 還 を 受 け た 日 時		
返 還 を 受 け た 場 所		
返 還 を 受 け た 広 告 物 等	整 理 番 号	
	名 称	
	種 類	
	数 量	
(返還を受けた金額)		

附 則

この規則は、平成16年12月21日から施行する。

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第10号

庁 中 一 般

金沢市公金取扱金融機関事務取扱規程（昭和39年訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成16年12月20日

金沢市長 山 出 保

第2条第3項及び第7条中「松任市、鶴来町」を「白山市（旧松任市及び旧鶴来町の区域に限る。）」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年2月1日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第13号

平成16年12月20日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

金沢市立工業高等学校学則（昭和33年教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「保護者と同居する」を「居住し、かつ、その保護者が通学区域内に居住する」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第 1 号様式 (第17条関係)

金沢市立工業高等学校入学志願特別事情具申書

年 月 日

(あて先) 金沢市教育委員会

本人の氏名 印

年 月 日生

〔本人の氏名の欄は、本人が署名する場合は、
押印を省略できます。〕

出身中学校 中学校

年 月卒業見込み

保護者の氏名 印

下記の事情により金沢市立工業高等学校に入学を志願したいので、関係書類を添えて申請します。

記

本 人	現 住 所			
	転居予定地			
保 護 者	現 住 所			
	転居予定地			
志 願 課 程	1 本科第1部 (全日制)	科	本人と保護者 との関係	
	2 本科第2部 (定時制)	科		
事 由 (詳細に記入してください。)				

上記の事情に相違なく、本都道府県公立高等学校に志願しないことを証明する。

年 月 日

立 中学校長 印

備考 事由を証するに足りる書類を添付してください。

第1号様式の2中「金沢市立工業高等学校長 様」を「(あて先) 金沢市立工業高等学校長」に改める。

美術工芸大学告示

●金沢美術工芸大学告示第 3 号

金沢美術工芸大学学位規程（平成 9 年美術工芸大学告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成16年12月20日

金沢市美術工芸大学長 平 野 拓 夫

第 4 条第 2 項中「本学の大学院の博士後期課程を修業する学生が博士の」を「前条第 3 項に規定する」に、「とき」を「者」に改める。

第10条第 1 項中「学生」を「者」に改める。

第12条第 1 項中「申請を行った」を「授与の審査を申請した」に改める。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成16年12月20日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

●金沢市公営企業管理規程第17号

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成13年公営企業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 5 号を次のように改める。

様式第 5 号 (第10条関係)

年 月 日

様

金沢市公営企業管理者

印

下水道事業受益者負担金還付通知書

あなたが納付された受益者負担金が過誤納となりましたので、次のとおり還付いたします。

なお、還付金は、口座に振り込みますので、別紙「下水道事業受益者負担金還付請求及び領収書」に口座番号等を記入・押印のうえ至急ご返送ください。

また、還付金を直接現金でお受け取りになりたいときは、年 月 日までに「印章」(法人については、社印及び代表者印)と、別紙「下水道事業受益者負担金還付請求及び領収書」を持参のうえご来庁ください。

1 還付理由

2 還付内訳

整理番号							納付年月日	年 月 日
還付する受益者負担金の期別				年度	第	期分		
還 付 内 訳	区 分	納 付 総 額	正 しい 金 額	差 引 還 付 額				
	受 益 者 負 担 金	円	円	円				
	延 滞 金	円	円	円				
	還 付 加 算 金	円	円	円				
	合 計	円	円	円				

備考 この通知書に記載された事項について不服がある場合には、通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に管理者に対し異議申立てをすることができます。

様式第 6 号中「あなたの受益者負担金が二重に納付されましたので」を「あなたが納付された受益者負担金が過誤納となりましたので」に、

「 二重に納付した期別 年度 第 期分 」

を

「 過誤納となっている受益者負担金の期別 年度 第 期分 」

に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の前日に交付された下水道事業受益者負担金還付通知書及び下水道事業受益者負担金充当通知書は、改正後の金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の規定にかかわらず、なお効力を有する。

金沢市水洗便所改造資金融資条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成16年12月20日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

●金沢市公営企業管理規程第18号

金沢市水洗便所改造資金融資条例施行規程の一部を改正する規程

金沢市水洗便所改造資金融資条例施行規程（平成13年公営企業管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第12号中「水洗便所改造資金貸付予定者等強制執行・破産宣告届」を「水洗便所改造資金貸付予定者等強制執行・破産手続開始決定届」に改める。

第 6 条第 1 項第 2 号中「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

様式第12号中「水洗便所改造資金貸付予定者等強制執行・破産宣告届」を「水洗便所改造資金貸付予定者等強制執行・破産手続開始決定届」に、

「強制執行を破産宣告」を「強制執行を破産手続開始の決定」に、

「 強制執行 年月日 破産宣告 」 を 「 強制執行 年月日 破産手続開始の決定 」 に改める。

附 則

この規程は、平成17年 1 月 1 日から施行する。

平成16年(2004年)12月20日	印刷	発行人	金 沢 市
平成16年(2004年)12月20日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
		印刷者	前 川 稔
		印刷所	(株) 共 栄
	定価 100円		